

税理士・職員等のための災害割増特約付団体定期保険

日本税理士共済会の 税理士**団体**保障

— 募集のご案内 —

		申込締切日	責任開始日
中途 加入	第1期	平成24年5月10日(木)	平成24年8月5日
	第2期	平成24年9月10日(月)	平成24年11月5日
	第3期	平成24年12月10日(月)	平成25年2月5日
	第4期	平成25年3月11日(月)	平成25年5月5日

- 個人単位でご加入いただけます。
- 病気死亡(高度障害)時 最高2,500万円保障
災害死亡(高度障害)時 最高3,750万円保障
(病気死亡時の5割増の保障)
- 保険期間は1年間(平成24年8月5日～平成25年8月4日)
毎年見直せる掛け捨て保険でライフプランに合った保障を準備できます
- 「配分金」(配当金)払戻し
1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金としてお支払いします。
配当金はご加入者数、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、
将来のお支払いをお約束するものではありません
- 「一時払終身保障」制度への切替が可能
65歳更新時点で団体保障に5年以上継続加入されている方は、65歳の更新時に以降の保障を今まで同様の
掛け捨ての団体定期保険で更新(80歳までの保障)するか、一時払の終身保険に切替(一生涯の保障・切替
時の医師の診査なし)するか、どちらかをご選択いただけます

ご意向(ニーズ)確認のお願い

「団体定期保険」へのご加入に際しましては、申込者さまのご意向(ニーズ)に合致しているかのご確認をお願いいたします。以下の「ご確認事項」をご確認のうえ、お手続き願います。

..... ご確認事項

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ(契約概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容、保険料、保険期間、保険金額等について申込者さまのご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

- 申込方法 同封の「団体保障」申込書に必要事項ご記入の上、返信用封筒にて共済会宛にお送りください。
- 申込提出先 日本税理士共済会
- 責任開始期 平成24年8月5日

お申し込み／お問合せは

日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5F

TEL.03-5740-0321 FAX.03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com URL <http://www.zeirishikyosai.com>

三井一団 - 23 - 416

制度の内容と取扱い

● 新規にご加入いただける方

税理士：日本税理士共済会会則第5条（*1）の第1号に該当する税理士で、健康で正常に業務に従事されている平成24年8月5日現在18歳以上70歳以下（昭和17年2月6日以降生まれ）の方。

職員等：日本税理士共済会会則第5条（*1）の第2号・第3号に該当する、税理士の配偶者（専従者）、税理士事務所・税理士法人の職員等で、健康で正常に業務に従事されている平成24年8月5日現在18歳以上70歳以下（昭和17年2月6日以降生まれ）の方。

※ 但し継続すれば80歳まで更新できます（但し、死亡保険金額1,000万円を上限とします）。

※ 日本税理士共済会会則第7条（*2）に定める会員資格を失った場合は当制度から脱退していただきます。

日本税理士共済会 会則より抜粋

*1 第5条 本会の会員とは、本会が実施する諸制度に加入している次の者をいう。

1. 税理士
 2. 税理士の配偶者及び使用人等並びに税理士法人の使用人
 3. 日本税理士会連合会・単位税理士会又は税理士関連団体等の使用人
- 第5条の2（省略）

*2 第7条 会員又は準会員は、次の各号のいずれかに該当し、加入する全ての制度から脱退した場合にその資格を喪失し、所定の給付を受けるほかは何らの権利を有しない。

1. 死亡したとき
2. 第5条又は第5条の2に規定する者でなくなったとき
3. 所定の負担金又は掛金を各制度に定める期間を超えて滞納したとき
4. 本会に退会の届出をしたとき

※ ご加入時の健康診断はいたしません。健康状態について告知していただきます。

病気のため入院または加療中の方はご加入できません。万一、病氣中のご加入により事故があった場合、お支払いできません。

● 責任開始期（加入日）・保険期間

・責任開始期は平成24年8月5日です。

・保険期間は平成24年8月5日から平成25年8月4日までの1年間です。特にお申し出のない限り、80歳以下まで毎年自動的に更新します。

・80歳を超えた方は保険期間満了の日をもって脱退となります。

※ 契約更新者は、ご加入後にお体を悪くされても、更新直前の保険金額と同額以下で更新できます。

● 中途加入・脱退

・契約更新は年1回（8月5日）、中途加入は年3回可能です。（下表ご参照ください）

・日本税理士共済会会則第7条（*2）により共済会会員資格を喪失した方は脱退となります。

・職員の退職の場合は、期の途中でも脱退することができます。（別途手続きが必要です）

※ 脱退すると保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障は継続します。

	申込締切	責任開始期（各日午前零時）	終期
第1期	平成24年5月10日	平成24年8月5日	平成25年 8月4日 (午後12時) *毎年更新
第2期	平成24年9月10日	平成24年11月5日	
第3期	平成24年12月10日	平成25年2月5日	
第4期	平成25年3月11日	平成25年5月5日	

*第2・3・4期は中途加入扱いとなり、保険期間の終期はすべて平成25年8月4日となります。

● 配分金（配当金）

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。

*配当金は、ご加入者数、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

● 加入方法（申込書記入方法）

同封の「団体保障」申込書の太枠部分 **1** ~ **3** に必要事項をご記入・押印の上、当会へご提出ください。

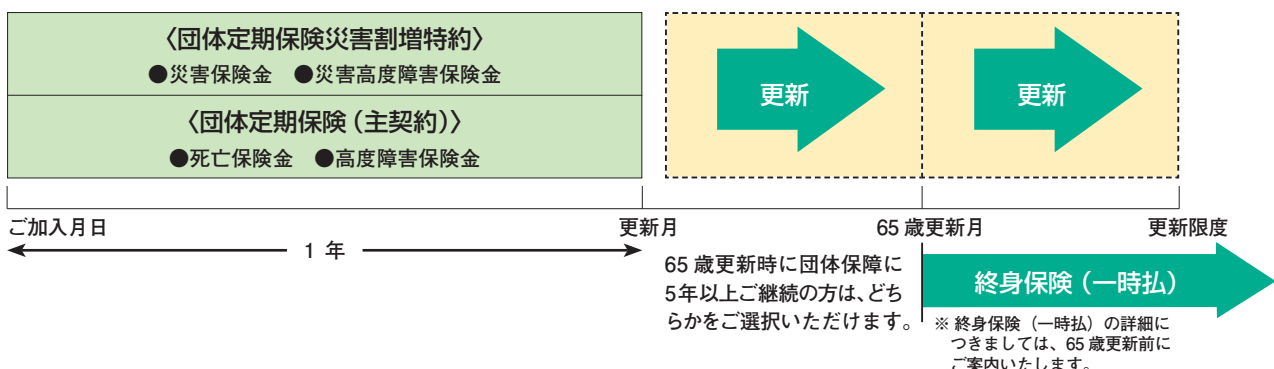
4 追加告知欄は、その下の告知欄の告知事項1・2・3いずれにも該当しない場合（いいえ）は、ご記入不要です。

告知事項の一つでも該当する場合（はい）は、**4** 追加告知「① 該当する」を○で囲み、ご提出ください。当会確認後、別紙被保険者告知書をお送りしますので、詳細ご記入の上ご返送ください。

〈お願い〉事業主が契約した保険金の支払をめぐる、事業主と従業員のご遺族の間で紛争となる事例が散見されております。

ご加入内容につきましてご加入者（被保険者）のご承認を得た上でお申し込みくださいますようお願いいたします。

〈仕組図〉



保障内容と負担金

● 弔慰金（死亡保険金）の種類

2,500万円 / 2,000万円 / 1,500万円 / 1,000万円 / 500万円 / 300万円 / 200万円 / 130万円

※2,500万円および2,000万円のご加入者が更新時66歳になったときは1,500万円になります。

※1,500万円のご加入者が更新時に71歳になったときは、1,000万円となります。

● 支払事由

- ・死亡保険金：保険期間中に死亡した場合に弔慰金（死亡保険金）をお支払いします。死亡保険金受取人は申込書にて指定できます。
- ・高度障害保険金：責任開始期以後の傷害もしくは疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態のうちいずれかに該当する状態になった場合に高度障害保険金をお支払いします。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・災害保険金：保険期間中に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡したとき、または責任開始期以後に発病した所定の感染症（注）により死亡したとき災害保険金を主契約の死亡保険金受取人にお支払いします。
- ・災害高度障害保険金：保険期間中に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の高度障害状態に該当したとき、または責任開始期以後に発病した所定の感染症（注）により所定の高度障害状態に該当したとき、災害高度障害保険金を主契約の高度障害保険金受取人にお支払いします。

注）コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。）

※ 保険金をお支払いできない場合があります。詳細は最終頁の「その他のご案内」をご覧ください。

● 払込方法（下の負担金表の金額を年4回口座より振替いたします）

● 年4回（7月・10月・1月・4月各月の23日*営業休日の場合翌営業日）ご指定口座からの自動振替払いとなります。加入申込書受付後「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」をお送りいたします。（振替口座は加入者本人・事業主・法人いずれも可）

● 払い込んだ負担金はお返しできません。

● ご加入者には領収書は発行しませんが、後日「被保険者票」をお送りします。（被保険者票は毎年10月頃にお送りしております）

● 現金・小切手による直接払込は、事務処理の都合上ご遠慮願います。

● 毎年7月の初回振替前に「振替のご案内」をお送りします。（年1回のみお送りしております）

● 負担金（3ヶ月払）1ヶ月あたりの額は下記の1/3です。（単位：円） 該当年齢にご注意ください。

年齢層		～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71～80歳	
弔慰金（死亡保険金）		～昭和52年 2月6日	昭和47年 2月6日～ 昭和52年 2月5日	昭和42年 2月6日～ 昭和47年 2月5日	昭和37年 2月6日～ 昭和42年 2月5日	昭和32年 2月6日～ 昭和37年 2月5日	昭和27年 2月6日～ 昭和32年 2月5日	昭和22年 2月6日～ 昭和27年 2月5日	昭和17年 2月6日～ 昭和22年 2月5日	昭和7年 2月6日～ 昭和17年 2月5日	
病気死亡	災害死亡	年齢制限	性別								
2,500万円	3,750万円	65歳 まで	男性	13,800	16,550	20,475	27,450	38,375	53,150	86,975	
			女性	10,263	13,613	15,613	19,463	24,738	29,138	53,488	
2,000万円	3,000万円	65歳 まで	男性	11,040	13,240	16,380	21,960	30,700	42,520	69,580	
			女性	8,210	10,890	12,490	15,570	19,790	23,310	42,790	
1,500万円	2,250万円	70歳 まで	男性	8,280	9,930	12,285	16,470	23,025	31,890	52,185	80,925
			女性	6,158	8,168	9,368	11,678	14,843	17,483	32,093	49,718
1,000万円	1,500万円	80歳 まで	男性	5,520	6,620	8,190	10,980	15,350	21,260	34,790	53,950
			女性	4,105	5,445	6,245	7,785	9,895	11,655	21,395	33,145
500万円	750万円	80歳 まで	男性	2,760	3,310	4,095	5,490	7,675	10,630	17,395	26,975
			女性	2,053	2,723	3,123	3,893	4,948	5,828	10,698	16,573
300万円	450万円	80歳 まで	男性	1,656	1,986	2,457	3,294	4,605	6,378	10,437	16,185
			女性	1,232	1,634	1,874	2,336	2,969	3,497	6,419	9,944
200万円	300万円	80歳 まで	男性	1,104	1,324	1,638	2,196	3,070	4,252	6,958	10,790
			女性	821	1,089	1,249	1,557	1,979	2,331	4,279	6,629
130万円	195万円	80歳 まで	男性	717	860	1,064	1,427	1,995	2,764	4,522	7,013
			女性	534	708	812	1,012	1,287	1,515	2,782	4,309

〈注意〉 ● この負担金は加入時の金額で、継続のときは更新時の年齢区分により異なります。

● 2,500万円・2,000万円の新規加入は60歳まで。（継続者は65歳まで）

● 1,500万円の新規加入は65歳まで。（継続者は70歳まで）

● 赤枠内の数字は継続の場合です。同額で継続する場合のみお取扱いいたします。

● 71歳以上の方の増額は取り扱いません。

● 上記負担金には、死亡保険金額100万円あたり180円（3ヶ月分）の制度運営費が含まれています。

● 上記負担金には、災害保険金額100万円あたり男性122円、女性89円（3ヶ月分）の災害割増特約部分の保険料が含まれています。

● 上記負担金は概算であり、申込締切後の正規負担金と募集時の概算負担金が異なった場合は、初回から正規負担金を適用します。

● 法人または税理士（事務所）がその職員を本制度に加入させる場合、該当者の同意・記名・押印が必要となります。

● 保険金を法人または税理士（事務所）が受取る場合、保険金請求に際しては被保険者の遺族の了解が、その他支払請求に際しては被保険者の了解が必要となります。

● 遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

◆ 当パンフレットは団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

◆ 当パンフレットでは、特に記載のない限り保険年齢を使用しています。保険年齢とは、平成24年8月5日現在を基準に満年で計算し、1年未満の端数については6ヶ月を超えるものは切り上げ、6ヶ月以下のものは切り捨てます。

その他のごあんない

● 税務関係

- ・平成 24 年より生命保険料控除制度が改正されます。
平成 24 年 7 月分までの負担金は、配当金および制度運営費を差し引いた金額が旧制度の一般生命保険料控除の対象となります。平成 24 年 8 月分以降の負担金は、配当金、制度運営費および災害割増特約分の保険料を差し引いた金額が新制度の一般生命保険料控除の対象となります。(所得税法第 76 条) 生命保険料控除制度の改正概要については、(社) 生命保険協会ホームページをご覧ください。http://www.seiho.or.jp/
 - ・弔慰金(死亡保険金)は、受取人が本人の法定相続人のとき「500 万円 × 法定相続人数」まで非課税です。(相続税法第 3 条、第 12 条)
 - ・被保険者が受け取る高度障害保険金は、非課税です。(所得税法施行令第 30 条)
- *平成 23 年 12 月現在の税制に基づいた記載です。今後、税制改正が行われた場合には記載の内容と相違することがあります。

● 『所定の高度障害状態』とは次の状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

● 保険金をお支払いできない主な場合

次の場合には免責または解除等となり、保険金をお支払いできませんので、お申し込みに際し、特にご注意ください。

- (1) 被保険者が加入(増額)日(責任開始期)以降 1 年以内に自殺したとき
 - (2) 保険契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、または高度障害状態にさせたとき
 - (3) 被保険者が戦争またはその他の変乱によって死亡、または高度障害状態となったとき(注)
 - (4) 被保険者が故意に高度障害状態になったとき
 - (5) 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - (6) (災害) 高度障害保険金・(災害) 保険金の原因となる疾病・傷害が加入(増額)日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません
 - (7) 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消または無効とされたとき
 - (8) 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 特約の保険金については、上記に加え、以下の事由も対象になります。
- (9) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - (10) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (11) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (12) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (13) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (14) 地震・噴火または津波によるとき

(注) 該当被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険会社はその程度に応じ、保険金の全額または削減した金額をお支払いすることがあります。

● この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
(生命保険契約者保護機構 Tel 03-3286-2820 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/)

● 個人情報の取扱について

本保険制度の運営にあたっては、日本税理士共済会(保険契約者)は申込書類に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)を本保険制度の事務手続きのため使用し、日本税理士共済会が保険契約を締結する引受保険会社(三井生命保険株式会社(事務幹事会社)および共同取扱会社)へ提出します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、日本税理士共済会および他の引受保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、日本税理士共済会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があります。あるいは、再保険の取扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当制度は日本税理士共済会が、生命保険会社と締結する災害割増特約付団体定期保険により運営されます。
当パンフレットに記載のない事項は保険約款に基づき運営いたします。ご不明な点は下記担当者までお尋ねください。
【問合せ先】日本税理士共済会 事務局 担当 井上 TEL 03-5740-0321

(引受割合)

【引受保険会社】	三井生命保険株式会社	70%	【事務幹事】
	明治安田生命保険相互会社	18%	
	太陽生命保険株式会社	12%	

*上記の引受保険会社は、各ご加入者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。

*引受保険会社及び引受割合は平成 24 年 1 月 1 日現在のものであり、今後変更することがあります。

【保険会社窓口】 三井生命保険株式会社 広域法人営業部 担当：有田 TEL 03-6831-8860